

## 組合員の皆さん！契約書を提出した？

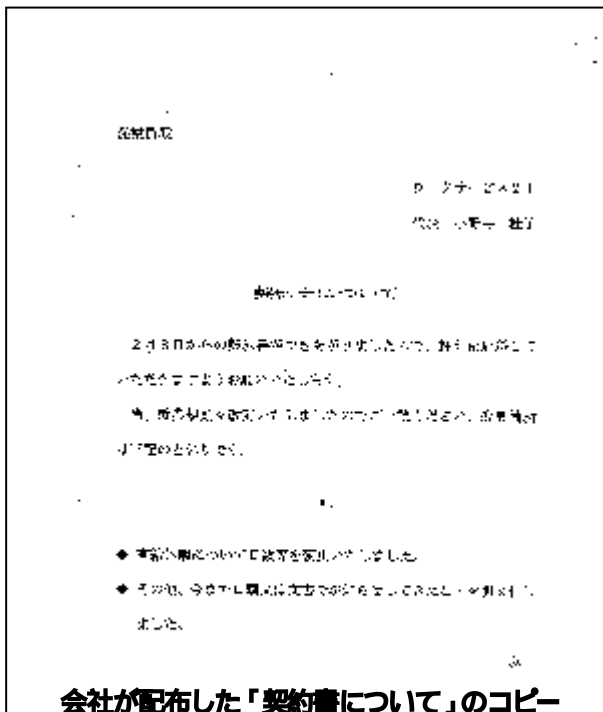
### ～労働者派遣雇用契約書と派遣労働者雇入契約書（兼）就業条件明示書～

2月11日頃までに組合員の皆さんの職場へ各従業員宛の封書と就業規則（ワークサービス21）が配布されています。封書の中には4種類の書面が入っています。「契約書について」、「労働者派遣雇用契約書」、「派遣労働者雇入契約書（兼）就業条件明示書」及び「誓約書」が入っています。組合員の皆さんは「労働者派遣雇用契約書」、「派遣労働者雇入契約書（兼）就業条件明示書」に必要事項を記入して会社に提出しましたか。組合員の中には、この書類を記載することで何か重大な不利益が生ずるのではないかと心配をされている方がいます。心配せずに速やかに提出をしてください。今までの4社の運営には少し法律に「ソクワナイ」部分がありました。証明が大変に困難であり過去の逸失利益をどのように回復しようかと考えていたところです。

しかし、この書類が手元があれば大丈夫です。

過去だけではなく、これからの不利益も改善できます。

従って、一旦は提出してください。但し、提出する前に、記名押印した書面を必ずコピーして保管してください。詳細は組合役員まで問い合わせて下さい。



会社が配布した「契約書について」のコピー

## 就業規則をしっかりと読み込もう！

会社から配布された就業規則をしっかりと読み込みましょう。会社の業務命令や処分は全てこの就業規則が規範になります。いくら会社の業務命令とはいえ就業規則に反する内容は実施できません。ただ、就業規則とは

### ちょっと変だなと思った？

いえ労基法やその他法律の内容を下回ることはできません。そのような内容があるかどうか調べてみましょう。有給休暇はどうですか？付与日数は法定どおりですか？また繰越の扱いはどうですか？1年経過して残った日数が全て消滅する使用不可というのはよく間違えるところです。変だと思ったところはすぐに連絡をください。ところで、この就業規則は東労基署に本年2月2日に提出されています。従業員代表は誰となっているのでしょうか？心当たりのある方は組合まで連絡を！

### 労働時間はどうですか。契約書の労働時間と就業規則の労働時間が異なることはないですか。就業場所 団体交渉は開催した？

についてはどうですか。会社との団体交渉開催について聞かれます。まだ実施していません。1月5日に組合結成を通知した後、1月19日に電話で文書送付しますとの会話を最後に全く連絡がとれません。団体交渉の開催が無い中で、組合員に対して雇用契約更新の内容等が通知されています。組合は2月13日に小野寺壽一社長へ電話を入れましたが、留守電対応でした。このまま団体交渉が開催されな労働委員会への救済申立を状態が続けば組合員の不利益は拡大します。開催の見込みが無いと判断した再は申立を致します。